

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月13日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和8年3月13日（金）午後2時55分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 4番 杉谷 孫司
5番 南 喜久治 7番 尾崎 義治 8番 福田 博保
9番 鈴木 隆文 11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一
13番 柏木 彰文 14番 大平 倫生
5. 欠席委員
3番 清水 哲治 6番 後呂 豊 10番 木戸 孝
6. 事務局
局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主査 赤井 志央
主事 前田 大輔 主事 大仲 絢
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
議案第12号 農地法第3条の規定による許可について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可について
議案第14号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

〇〇局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から3月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の清水 哲治委員、6番の後呂 豊委員、10番の木戸 孝委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、

日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員 はい。
〇〇委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。議案第12号 農地法第3条の規定による許可につきまして上程いたします。2番、3番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第12号 農地法第3条の規定による許可につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇外3筆で、地目は〇〇と〇〇の台帳が田、それ以外が畑、現況は全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、転勤が多く、農業従事者ではないため維持管理が困難で、隣接する住宅と共に売却したいと考えたことから本申請に至りましたとのことで、譲受人においては小規模の農業ができる一戸建ての物件を探していたところ、譲渡人と意向が合致したため、本申請に至りましたとのことです。補足です。農作業歴はありませんが、草刈機、耕運機を購入し、同居の62歳の母が主になって葉物野菜などを栽培される予定とのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 隣接する住宅を購入するようですが、いつ頃から転居するかは聞いていますか。

〇〇係長 いつから住むかは聞いていません。隣の農地と一緒に購入して、許可が下りてから転居されるかと思っております。

〇〇委員 はい。分かりました。

議長 彼の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 12 号の 1 番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 12 号の 2 番、3 番について、ご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を維持管理することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の隣接地を耕作しており、規模を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を維持管理することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の隣接地を耕作しており、規模を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。2 番、3 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 彼の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 12 号の 2 番、3 番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着

席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており耕作や維持管理が困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地は居宅の向かいに位置しており、駐車場用地として使用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、借人は〇〇の〇〇です。賃借権の設定による現場事務所及び駐車場への 3 年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人においては遠方に居住しているため維持管理が困難であり、借人が使用することにより管理して頂けることから、本申請に至りましたとのことで、借人においては当該地を工事施工に伴い必要となる現場事務所及び駐車場として使用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真でご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～
以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前から駐車場のようになっていまして、今度の工事関係とのことで、異議ご

ざいません。

議長 彼の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 13 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 14 号農地転用事業計画変更承認申請について、及び議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について上程いたします。いずれも 3 件ございますが、同時申請となっておりますので、一括してご審議いただきたいと思います。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 14 号農地転用事業計画変更承認申請について、及び議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案第 14 号は、農地転用の許可を受けた後、許可に係る目的を達成することが困難となり、当該事業計画を変更しようとする場合などで許可権者の承認を受けることが必要となるものです。また事業計画変更にあたって、当該申請に係る土地の権利の設定又は移転を伴う場合には、農地転用許可申請を要するとのことですので、議案第 15 号を同時に申請していただきました。それでは、議案書の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。議案第 14 号番号 1。申請地は、〇〇外 13 筆で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は合計〇〇㎡です。貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、借人は、〇〇の〇〇です。使用貸借権の設定です。計画の変更内容は、残土搬入量 12,045 ㎡の減、及び一時転用期間の 5 年間延長です。当初の許可日及び許可番号は、令和 5 年 5 月 1 日白農委指令第 055013 号、変更理由は、県の河川事業及び道路改良工事に伴う残土の受け入れを予定していたが、コスト縮減のため現場内処理となり、残土処理場の事業の完成が遅れたためとのこと。

続いて 10 ページ、11 ページをお願いします。期間延長にかかる転用申請です。議案第 15 号番号 1。使用貸借権の設定による残土処分場への 5 年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人においては当該地を埋め立て及び整地後に梅畑として利用する計画でしたが、一時転用期間の延長の申し出があったため、本申請に至りましたとのこと、借人においては当該地を残土処理場として貸借していましたが、工事の都合等により一時転用期間を延長したいため、本申請に至りましたとのこと。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書が添付されています。該当する土地改良区、水利組合はございません。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いいたします。議案第 14 号番号 2。申請地は、〇〇外 4 筆で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は合計〇〇㎡です。貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、借人は、〇〇の〇〇です。使用貸借権の設定です。計画の変更内容は、残土搬入量 12,045 ㎡の減、及び一時転用期間の 5 年間延長

です。当初の許可日及び許可番号は、令和5年5月1日白農委指令第055014号、変更理由は、県の河川事業及び道路改良工事に伴う残土の受け入れを予定していたが、コスト縮減のため現場内処理となり、残土処理場の事業の完成が遅れたためとのことです。

続いて12ページをお願いします。期間延長にかかる転用申請です。議案第15号番号1。使用貸借権の設定による残土処理場への5年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人においては当該地を埋め立て及び整地後に梅畑として利用する計画でしたが、一時転用期間の延長の申し出があったため、本申請に至りましたとのことで、借人においては当該地を残土処理場として貸借していましたが、工事の都合等により一時転用期間を延長したいため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。議案第14号番号3。申請地は、〇〇外2筆で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は合計〇〇㎡です。貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、借人は、〇〇の〇〇です。使用貸借権の設定です。計画の変更内容は、残土搬入量12,045㎡の減、及び一時転用期間の5年間延長です。当初の許可日及び許可番号は、令和5年5月1日白農委指令第055015号、変更理由は、県の河川事業及び道路改良工事に伴う残土の受け入れを予定していたが、コスト縮減のため現場内処理となり、残土処理場の事業の完成が遅れたためとのことです。

続いて13ページをお願いします。期間延長にかかる転用申請です。議案第15号番号3。使用貸借権の設定による残土処理場への5年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人においては当該地を埋め立て及び整地後に梅畑として利用する計画でしたが、一時転用期間の延長の申し出があったため、本申請に至りましたとのことで、借人においては当該地を残土処理場として貸借していましたが、工事の都合等により一時転用期間を延長したいため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長

事務局からの説明を終わります。議案第14号1番から3番及び議案15号1番から3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

定期的に現場を見に行っているのですが、工事が遅れていると思っていましたが、特に異議ございません。ただ、教えて欲しいのですが、今回は5年間の延長とい

うことですが、5年後にまた延長することはあるのでしょうか。推進委員として今回の場合のように一時転用された農地について、定期的に状況確認を行うときに、どのような意思で見ればいいのでしょうか。

〇〇係長 当初の許可から3年経過しまして、約26,000 m³入りまして、残り約24,000 m³となります。5年もあればすべて埋まるかと思えます。もともと久木のトンネル工事の残土搬入を計画してましたが、現場内処理に変更になり、今後の搬入予定として、城川の浚渫工事や県道上富田すさみ線の道路改修工事、日置川の河川改修工事など、県の工事が予定されており、その残土搬入を計画しています。現時点で返還されて梅を植えた場合、水に浸かってしまい返された方も困ることになりますので、延長せざるを得ないかと思えます。推進委員等には定期的に農地を見ていただいて、おかしな所があれば、事務局まで相談して頂くようによろしくお願ひいたします。

〇〇委員 続いての質問なのですが、県の河川改修の工事予定ですが、地区は何も聞いていないのですが。

〇〇係長 厳密に言いますと、毎年2月3月くらいに来年度の予算に計上され、工事予定を決めていくと考えますが、現時点ではどこを工事するかは公表されてません。全体的な計画を見ると、日置川や城川の河川工事があり、どの年にするかは分かりません。

〇〇委員 見通しがいいことに対して公の団体である農業委員会が許可を出すということは、お墨付きを与えることになるのではないですか。許可後は何も言えなくなります。やめさせて頂きたいです。

〇〇局長 ご意見も分かるのですが、行政は予算が下りないと地元で説明出来ません。例えば、林道にしても5年10年の中でどれくらいやっていくかを計画しますが、国の補助金が削減される等、色々な状況の変化があります。最近の事例を挙げますと、能登の地震により計画が後ろ倒しになっている事業もあります。今回の件につきましても、現時点で県が嘘の計画をしているわけではございませんので、ある程度は認めていかなければならないと思えますので、ご理解お願ひいたします。

〇〇委員 今回の件で残土処理場として一時転用した後、そのまま梅を植えるのであれば一時転用ではなく、土地の造成だと思うのですが。一時転用の場合は、一時的にその土地に土砂を仮置きし、最後は元の状態に戻すことを指すと考えますが、梅はどのように植える計画ですか。

〇〇係長 梅は残土搬入により埋め立てた状態で植える予定です。

〇〇委員 一時転用は許可条件が緩いが、これほどの面積を造成する場合は開発許可が必要になるのではないのでしょうか。

〇〇局長 今回の一時転用は、農地を一時的に別のものにした後、農地に戻すということであり、元の農地の状態に戻すわけではありません。

〇〇委員 本来の一時転用の意味合いは、元の状態に戻すことであり、現況が元に戻らないのであれば、開発許可が必要になると思います。川の幅員を減少させることにもなるので、通常このようなことはできないと思うのですが。

〇〇係長 元々は形状変更の申請があったところ、県の指導により一時転用で扱うことになった経緯があります。また、土砂の搬入に関して田辺保健所にも同時申請が必要ですので、県の内部でも本件の一時転用について、共有されているものと思います。

〇〇局長 今回の手続きに関して、開発許可等が必要かどうかは業者側が確認することであり、農地法関連における手続きでは一時転用として扱うとのことでございます。前回の審議においても同じことを議論し、1ヶ月審議を延ばして計画の確実性や県の指導を踏まえた手続きをとってきた経過があります。3年間事業を進めて残り約 24,000 m²という状況ですので、承認せざるを得ないのではないかと事務局としては考えております。

〇〇委員 それでよいと思います。埋め立てて梅畑として利用できるようにした方がよいと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしとのことでございますので、議案第 14 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 15 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、4 番は〇〇委員、18 番は〇〇委員が当事者でございますので、まず、4 番、18 番以外につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 14 ページから 20 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 21 件、92 筆で、面積は合計 〇〇m²となっております。また、番号 10 と 11 が賃借権、それ以外が使用貸借権

の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。なお、番号10と11は、貸し手と貸付先が同じですが、地域計画内外で契約を分けることとなりますので、別にしております。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から7年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から3年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。これまでは、〇〇さんが貸付先でしたが、更新の機会に〇〇さんに変更されるとのことですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の30ページから32ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇外13筆で、現況地目は全て畑、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は

〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から25年間の賃借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。

続きまして、議案書の33ページから35ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外31筆で、現況地目は〇〇と〇〇が畑で、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から25年間の賃借権の新規設定で、利用目的は梅と野菜栽培です。

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。番号12。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から5年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。相対による使用賃借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。番号13。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から5年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。相対による使用賃借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の38ページをお願いいたします。番号14。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から5年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。相対による使用賃借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の39ページをお願いいたします。番号15。申請地は〇〇外4筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から3年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の40ページをお願いいたします。番号16。申請地は〇〇外4筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から6年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の41ページをお願いいたします。番号17。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から10年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。番号19。申請地は〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から3年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の44ページをお願いいたします。番号20。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん

〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から4年9か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の45ページをお願いいたします。番号21。申請地は〇〇で、現況地目は全て畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年5月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。補足です。相対による使用貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区ですが、〇〇ですので、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番、3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2番についてですが、利用目的が水稲になっていますが、この方はずっと野菜栽培をしまして、水稲は作らないと思うのですが。

〇〇主事 書類を作成する際に聞き取りをしたところ、水稲を耕作すると聞いていたので、そのとおり作成していますが、利用目的をもう一度確認します。

〇〇委員 どちらもするのであれば、付け加えていただければ問題ないと思います。

〇〇係長 利用目的のところに野菜も付け加えるか確認させていただきます。

議長 5番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 6番、7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 8番、9番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 10 番、11 番につきましては、〇〇で、また 11 番はそれに〇〇がありますので、それぞれの区域の委員さんにお伺いします。まず〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 次に〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 次に〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 12 番から 14 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 15 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありませんが、中間管理事業の合意解約後は売買をされると聞いていたはずですが、どういった話になっているのでしょうか。

〇〇係長 補足になりますが、2 月の会議で報告第 4 号農地使用貸借の合意解約の番号 2 で借り手が〇〇委員で令和 7 年 12 月 31 日付けで解約した旨報告したところです。当時は売却する意向でしたが、〇〇さんから大型の農機具を購入するにあたって、土地の購入は少し待ってほしいと話があったようですので、一旦、利用権設定をすることになったと伺っています。

〇〇委員 分かりました。

議長 16 番、17 番、19 番、20 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 21 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 16 号の 1 番から 3 番、5 番から 17 番、19 番から 21 番につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第 16 号の 4 番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案書の 24 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 5 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 16 号の 4 番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第 16 号の 18 番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案書の 42 ページをお願いいたします。番号 18。申請地は〇〇外 3 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳

で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年5月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。18番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇さんがご高齢になり、最近足が悪くなられまして、農業するのが難しいと思っていたところお話しを聞きました。先日、田んぼを見に行つて〇〇さんに耕作してもらえるよう有難いです。しかし、〇〇の小さい三角の土地は水稻には難しいと思いますが、きちんと草刈りしていただければ、異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第16号18番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～令和7年度後期分報酬の支払いについて、説明した。～
最後になりますが、総務課よりご説明がございまして。～総務課、東洋ライス株式会社、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、最後になりましたが、〇〇局長が、3月末で定年退職とのこと。当委員会局長としては平成27年4月1日より11年の長きに渡りご尽力賜りました。〇〇局長より一言頂きたいと思っております。～〇〇局長、あいさつした。～

議長 ありがとうございます。〇〇局長におかれましては、ご定年おめでとうございます。今までのご功労に敬意を表するとともに、健康に留意され、これから益々ご活躍されることを祈りつつ、あらためて、これまでのご厚意に感謝申し上げます。

す。ありがとうございます。それでは、次回の委員会につきましては、令和8年4月10日（金）午後1時30分から富田事務所2階 会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時55分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。